

# 鳥取県公報

平成 28 年 6 月 22 日(水) 号外第 6 0 号

每週火 • 金曜日発行

		目	次	
$\Diamond$	選管告示		会長が事務を行う場所(15)・・・・・・ 紙の様式(16)・・・・・・・・・	
	合同選管	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出(9)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議員選挙における選挙長の勤務する場所(10) 議員選挙における選挙事務所の標札等の配色( 議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	選任 · · · 5 · · · 5 11) · 5 様及 · · · 6

# 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和25年 法律第100号) 第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり 選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

(1) 選挙分会長 米子市八幡224-4 相見 愼

(2) 選挙分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

2 参議院比例代表選出議員選挙

(1) 選挙分会長 米子市八幡224-4 相見 愼

(2) 選挙分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

## 鳥取県選挙管理委員会告示第15号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。 平成28年6月22日

> 鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第16号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。 平成28年6月22日

> 鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

## (参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

第 候補者氏名 候補者氏名 十四四 干 参 匝回 一挙区選出議員選挙投議院鳥取県及び島根 挙 議 ≇区選出議員選挙投票職院鳥取県及び島根県 字 投 票 票県 票 県 委員会印 農 取 県 要員会印 農 取 県

- 注 意
  - 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
  - 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

## 備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印 刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

## 〇 注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

## 備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印 刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン センキョク」
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第 39条の別表第1による。

#### (参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

展補者氏名文は 政党そん他の政治 治団体の名称 しくは略称 步 参 第二十四回

表選出議員選挙投議

委員会 取 鳥 取 県

票院

候補者氏名文は 政党その他の 治団体の名称 しくは略称 比例代表 参 第二十四回

点

字

投

票

議

出議員選挙投

選

冥 院 ------選 鳥

委員会印 選挙管理 県 取 県

# ○ 注 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の 物にようまた。 プログラス かんない ひょうまん アント カーカー 書くこともできること。

# ○ 注 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

# 備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

# 備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン ヒレイ ダイ ヒョー」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第 39 条の別表第1による。

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第17号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成28年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

## 鳥取県選挙管理委員会告示第18号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愃

- 1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
  - (1) 日 時 平成28年6月23日 午後5時10分
  - 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室 (2) 場 所
- 2 参議院比例代表選出議員選挙
  - (1) 日 時 平成28年6月26日 午前10時
  - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第 3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運 動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同 項の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

- 1 日 時 平成28年6月22日 午後6時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

# 合 同 選 管 告 示

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、 又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長津田田和 美

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長

島根県松江市東朝日町125

津 田 和 美

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長職務代理者

島根県出雲市松寄下町1138-2 吾 郷 朋 之

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所は次のと おりである。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県松江市殿町1 島根県庁

#### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用 自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び 選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長津田和和 選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、 選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色

白地とし、文字は黒色とする。

乗車する者又は乗船する者の腕章の配色

白地とし、文字は赤色とする。

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様 及びその色を次のとおり定める。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長津田和和美

地模様 細紋 地模様の色 黄色

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第13号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるく じを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長津田田和 美

日時 平成28年6月22日 午後6時

場所 島根県松江市殿町1 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会事務局